2025 年 9 月

# 2025 年度「高等教育の修学支援新制度」による 授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金　出願のしおり 在学定期採用（二次採用）

2020 年度より非課税世帯もしくは非課税に準ずる世帯を対象に「高等教育の修学支援新制度」による授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金の支援が開始されました。
2024 年度より多子世帯または理工系学部（文化情報学部・理工学部・生命医科学部）所属学生については、中間層（世帯年収 600 万円程度）まで支援対象が拡大されました。
2025 年度からは、多子世帯への支援が拡充され、所得制限なく本制度の支援（所得制限がないのは授業料等減免のみ）を受けられるようになります。

**多子世帯の支援を希望する場合は必ず本制度に申込みしてください。**

- **詳細は、別紙「多子世帯の支援について」を参照してください。**
- **すでに本制度（授業料等減免および日本学生支援機構給付奨学金）の支援を受けている人（停止中も含む）は、新たに申請は不要です。**

＜申込資格＞
次のいずれにも該当すること
- 高校等の卒業から大学等への入学までの期間に関する要件を満たす者
- 過去に本制度を利用したことがない者
- 日本国籍を有する者または外国籍で申込可能な在留資格等を有する者
- 標準修業年内で卒業予定の者

＜諸注意＞
（他の奨学金との併給に関すること）
- 第一種奨学金の貸与を受けている人は、現在の月額から減額される場合があります（「給付奨学金案内」p.19 参照）。
- 本制度による給付奨学金と併給不可となる民間団体等の奨学金を受給されている場合でも、本制度による授業料等減免と給付奨学金の両支援に申し込んでください。出願時に給付奨学金について「支援の停止」を申し出ることにより、授業料等減免のみを受けることができます。該当する方は事前に学生生活課にご相談ください。
- 本制度の申込資格を有する正規学生で、同志社大学私費外国人留学生成績優秀者授業料減免奨学金を受給している者は、申込み手続きを行う前に学生生活課まで電話でお問い合わせください。
- 海外留学支援制度（協定派遣）を受給する者は事前に学生生活課までご連絡ください。
  日本学生支援機構による海外留学支援制度（協定派遣）の奨学金を受給中は、本制度による支援（給付奨学金）を受給できません。ただし、本支援による授業料等減免は受けることができます。

（その他）
- **制度の詳細について、パンフレット「給付奨学金案内※」を読み、よく理解したうえで、申込み手続きを進めてください。**
  ※ https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/latest_information/for_faculty.html#rinji からダウンロードできます。
- 学生生活課からの諸連絡（採否通知等）は Microsoft365（Outlook）のメール（大学から付与されたアドレス宛）を使用しますので、必ず確認するようにしてください。
- 日本学生支援機構貸与奨学金にも出願する場合は「2025 年度日本学生支援機構貸与型奨学金　出願のしおり（在学定期採用（二次採用））」もご確認ください。
- 生計維持者の死亡や事故、病気など予期できない事由で家計が急変した場合には、別途急変後の家計の状況（所得の見込み）により審査される家計急変採用への申し込みを受け付けます。**家計急変採用の申込みを希望する場合は、学生生活課にお問い合わせください。**
- 災害・傷病等のやむを得ない事情により 2024 年度に標準修得単位数を修得できなかった場合、必ず事前に学生生活課にご相談ください。

同志社大学　学生生活課
今出川校地：TEL 075-251-3280、京田辺校地：TEL 0774-65-7430
事務室開室時間：月～金：9：00～11：30、12：30～17：00
土・日・祝：休み

## I. 「高等教育の修学支援新制度」の要件・基準等

支援対象者の要件（給付奨学金・授業料等減免共通）

・大学等への入学時期等に関する要件:「給付奨学金案内」p.6～p.7 を参照してください。
・家計に係る基準　　:「給付奨学金案内」p.9～p.11 を参照してください。
　※多子世帯に該当する方は、別紙「多子世帯の支援について」を参照してください。
・在留資格等に関する基準　　:「給付奨学金案内」p.14 を参照してください。

学業成績に係る基準（給付奨学金・授業料等減免共通）

①1 年次生

下記のいずれかに該当すること。

ア）高等学校等の評定平均値が３．５以上であること

イ）一般選抜入学試験又は大学入学共通テストを利用する入学試験の成績が試験区分ごとに所属する学部・学科の入学者の上位１/２以上であること

ウ）高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

エ）学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

②2 年次生以上

下記のいずれかに該当すること

ただし、転入編入学する者は、転入編入学年度においては、転出校の成績で判断するものとする。

ア）休学期間を除いた学年における累積 GPA が所属学部・学科における上位１/２以上であること。なお、国際教育インスティテュートに所属する学生については、国際教育インスティテュートを母集団とする。

イ）次の a. 及び b.のいずれにも該当すること

ただし、災害、傷病その他やむを得ない事由により a の基準に満たない場合には、b.に該当することで足りる。

a.修得単位数が標準単位数※以上であること

※標準単位数＝卒業必要単位数÷修業年限×申請者の在学年数

標準単位数に端数が生じた場合は切り上げる。

在学年数は１学期につき 0.5 として計算する（休学期間は含まない）。

b.学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が大学等における修学の支援に関する法律に基づく日本学生支援機構給付奨学金奨学生適格認定基準において「廃止」に該当する場合には、支援の対象とはならない。

支援内容（多子世帯に該当する方は、別紙「多子世帯の支援について」を参照してください）

・給付奨学金

支援区分（第Ⅰ～Ⅲ区分）に応じた金額が支給されます。

「給付奨学金案内」p.15 を参照してください。

第Ⅳ区分（理工農系）は授業料等減免のみの支援となります（給付奨学金の支給はありません）。

第Ⅳ区分（理工農系）と多子世帯のいずれにも該当する場合は、多子世帯として支援を受けます。

・授業料減免

※在学定期採用（二次採用）で採用になった場合は、支援始期が 10 月となるため、2025 年度中に適用される授業料減免は下表のとおりとなります。

※在学定期採用（二次採用）で採用になった場合は、1 年次生であっても、2025 年度秋入学者を除き、入学金減免は適用されません。

| | 授業料減免（10月～3月） |
|---|---|
| 第Ⅰ区分 | 350,000 円 |
| 第Ⅱ区分 | 233,400 円 |
| 第Ⅲ区分 | 116,700 円 |
| 第Ⅳ区分（理工農系） | 116,700 円 |

第一種奨学金の貸与月額（併給調整）

高等教育の修学支援新制度（給付奨学金及び授業料等減免）を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は次頁のとおり調整されます。この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあります。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金が同月に採用となる場合は初回振込から併給調整がかかります。第一種奨学金が採用となった後に給付奨学金が採用となる場合は、併給

調整後の振込額で精算処理（相殺）を行いますが、精算処理ができない場合（調整後月額が０円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。

| | 自宅通学 | 自宅外通学 |
|---|---|---|
| 第Ⅰ区分 | ０ 円 | ０ 円 |
| 第Ⅱ区分 | ０ 円 | ０ 円 |
| 第Ⅲ区分 | 21,700 円<br>（20,000 円、30,300 円） | 19,200 円 |
| 第Ⅳ区分（理工農系） | 20,000 円、34,500 円<br>（20,000 円、30,000 円、44,500 円） | 20,000 円、30,000 円、44,500 円 |

※生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、カッコ内の金額となります。
※給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択した場合、第一種奨学金についても当初は「自宅通学」の月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は併給調整後の振込額で精算処理（相殺）を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が０円の場合等）は諸規程の定めに基づき、貸与終了後に返還することになります。
※多子世帯に該当する方は、別紙「多子世帯の支援について」を参照してください。

## II. 申込手順等

提出書類
あわせて「給付奨学金案内」p.26 を必ず参照してください

| 対象 | | 提　出　書　類 | 概　　要 |
|---|---|---|---|
| **全員** | | **①願書（同志社所定書式）** | 学生生活課窓口にて受け取り<br>（もしくは郵送による資料請求） |
| | | **②スカラネット入力下書き用紙<br>p.3 抜粋（同志社所定書式）** | |
| | | **③学修計画書（手書き不可）** | 本学奨学金ウェブサイトよりダウンロードし、<br>各項目の入力をしたものを印刷すること。<br>Windows PC（Microsoft 365 の Excel）の利用必須。 |
| 該当者のみ | **１年次生** | 高校の調査書 | 高校３年の３学期までの成績が含まれたものが必要。 |
| | ひとり親家庭の方 | いずれか１点（コピー可）<br>・戸籍謄本<br>・生計維持者の課税証明書<br>（寡婦（夫）控除が分かるもの）<br>・児童扶養手当証書、受給証明書　等 | 父または母のいずれかのみを「生計維持者」としている場合は必要。<br>証明書類(例)はスカラネット入力下書き用紙 p.15 参照。 |
| | 出願者が外国籍 | 在留資格・在留期間が明記されている証明書いずれか１点<br>・在留カード（コピー）<br>・特別永住者証明書（コピー）<br>・住民票の写し（原本）等 | 出願者本人が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示す書類が必要。<br>＜在留資格が「家族滞在」の場合のみ＞<br>・出入国記録の写し（原本）　も必要<br>「給付奨学金案内」p.14 参照。 |
| | 出願者が社会的養護を必要とする | いずれか１点（コピー可）<br>・施設等在籍証明書<br>・児童（里親）委託証明書<br>・措置解除決定通知書　　等 | あなたが社会的養護を必要とする人（満 18 歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人）である場合は、その事実が分かる日付が記載された証明書類が必要。<br>「給付奨学金案内」p.26 参照。 |
| | 生計維持者が海外居住 | 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書類 | 《生計維持者が 2025 年１月１日時点で国内に居住していない方》<br>詳細は日本学生支援機構ホームページで確認してください。不明点は、学生生活課にご相談ください。<br>https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html |

申込み～採用のスケジュール

下記①～⑤のすべての手続きを所定の期間内に完了してください。
すべてが完了しない場合は給付奨学金および授業料等減免の審査対象外となりますので注意してください。

下記①～⑤のすべての手続きを完了された申込者を対象に、日本学生支援機構において家計の審査　および本学において学業等に係る基準の確認を行います。

| | 手 続 き 内 容 | 場所／方法 | 手 続 き 期 間 |
|---|---|---|---|
| ① | 下記書類の受取り<br>・パンフレット「奨学金案内ダイジェスト」<br>・「スカラネット入力下書き用紙」<br>・「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット<br>・「願書（同志社所定書式）」<br>・「スカラネット入力下書き用紙 p.3 抜粋（同志社所定書式）」 | 学生生活課<br>窓口<br>もしくは<br>郵送 | 郵送による資料請求の場合は、本学奨学金ウェブサイト記載の要領で、出願締切日に間に合うよう、余裕をもって請求してください。 |
| | 「給付奨学金案内」<br>「学修計画書」のダウンロード | WEB | 本学奨学金ウェブサイトから<br>ダウンロード |
| ② | 出願書類の提出<br>提出書類は３ページを確認すること | 学生生活課<br>窓口<br>もしくは<br>郵送 | **９月 18 日（木）～10 月 31 日（金）**<br>郵送の場合は最終日**必着** |
| | 窓口提出：学生証を持参のうえ、通学校地の学生生活課窓口に提出してください<br>受付後、スカラネット入力用のユーザーID・パスワードをお渡しします。<br>郵送提出：「出願封筒貼付票」を封筒に貼付し、簡易書留で通学校地の学生生活課へ郵送してください<br>出願書類を受理後、スカラネット入力用のユーザーID・パスワードを e-mail（大学から付与されたアドレス宛）でお知らせします。 | | |
| ③ | スカラネット入力 | WEB | **最終入力期限 10 月 31 日（金）**<br>**25:00** |
| ④ | インターネットによるマイナンバーの提出 | WEB | **最終入力期限 10 月 31 日（金）**<br>**25:00** |
| ⑤ | 「奨学金確認書兼地方税同意書」等の提出 | JASSO に<br>直接郵送 | **マイナンバー送信後、１週間以内** |
| ⑥ | 採否決定通知 | | 12 月（予定）<br>申請者宛に Microsoft365（Outlook）のメールで連絡します。<br>採用者のみ父母宛に採用通知を郵送します。採用後の手続きの詳細は、採用後にお知らせします。 |

学費納入について

今回の在学定期採用（二次採用）受付で授業料等減免を申請した者については、採否にかかわらず選考結果が通知されるまでの間 2025 年度秋学期の学費の納付が猶予されます。ただし、2025 年度秋学期に休学する者は猶予の対象外となります。

・**学費の納付書は、通常の時期（10 月）に送付いたしますが、この納付書による学費の納入は行わないでください。**授業料等減免の採否決定後に改めて送付する納付書で納入してください。何らかの理由により、2026 年 1 月時点で採否が決定していない場合は、2026 年 2 月初旬に学費の納付書を送付いたしますので、所定の期日までに学費の納入を行ってください。その後に採用が決定した場合は、後日授業料減免相当額を還付いたします。

・2025 年 9 月～10 月に学費延納手続を行う必要はありません。

## III. 採用後の手続き

「給付奨学金案内」p.36～p.37 を参照してください。